

【 介護保険サービスについて 】

問健康保険課 長寿支援係 ☎52-5809

■介護保険負担割合証の更新

現在お使いの介護保険負担割合証の有効期限は令和5年7月31日です。8月以降に使用する介護保険負担割合証を7月中に送付しますので、介護サービスを利用する際は、『介護保険被保険者証』と一緒に『介護保険負担割合証』をサービス提供事業者に提示してください。

■介護保険負担限度額認定証の更新

介護保険施設などを利用する際、市町村民税が非課税世帯など一定の要件に該当する場合は、申請により食費や居住費の負担軽減を受けることができます。詳細な要件などは、お問い合わせください。現在、負担限度額認定を受けている人（有効期限は令和5年7月31日）には、更新案内を送付しますので引き続き負担限度額認定が必要な場合は更新の手続きを行ってください。

【 介護保険料について 】

問健康保険課 賦課徴収係 ☎52-5809

65歳以上の人の介護保険料の額は、介護保険給付の見込み額から算出した基準額をもとに、その人の前年の所得内容や世帯の課税状況に応じて決まります。

介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◇令和5年度 所得段階別の介護保険料

対象となる人	保険料年額
住民税非課税世帯で、生活保護、老齢福祉年金を受給している	第1段階 16,800円
住民税非課税世帯で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が80万円以下	
住民税非課税世帯で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が80万円を超え120万円以下	第2段階 28,000円
住民税非課税世帯で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が120万円を超える	第3段階 39,200円
世帯に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が80万円以下	第4段階 50,400円
世帯に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が80万円を超える	第5段階 56,000円 (基準額)
本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	第6段階 67,200円
本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	第7段階 72,800円
本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	第8段階 84,000円
本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上	第9段階 95,200円